

総務建設常任委員会

平成27年6月25日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年6月25日(木) 午前9時30分 開会
午後2時39分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	西川	朗
委員	内野	悦子
〃	岡本	吉司
〃	吉村	優子
〃	阿古	和彦
〃	赤井	佐太郎
〃	下村	正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	川村	優子
〃	増田	順弘
〃	朝岡	佐一郎
〃	白石	栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下	和弥
副市長兼都市整備部長	生野	吉秀
まちづくり統括技監	松倉	昌明
企画部長	米井	英規
人事課長	吉川	正人
企画政策課長	岩永	睦治
〃 補佐	高橋	勝英
総務部長	山本	眞義
総務財政課長	安川	誠
〃 主幹	森岡	偉晃
税務課長	西村	圭代子
〃 補佐	米田	匡勝
生活安全課長	門口	昌義

都市整備部理事	土 谷 宏 巖
建設課長	木 村 喜 哉
〃 主幹	河 合 忠 尚
〃 補佐	松 本 秀 樹
〃 補佐	西 川 勝 也
都市計画課長	石 田 勝 則
〃 補佐	小 滝 由 美
産業観光部長	下 村 喜代博
農林課長	池 原 博 文
〃 補佐	福 森 伸 好
商工観光課長	岸 本 俊 博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書記	中 井 孝 明
〃	谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第34号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第39号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 議第41号 財産の取得について (吸収源対策公園緑地事業用地)
- 議第42号 平成27年度葛城市一般会計補正予算 (第1号) の議決について
- 議第44号 工事請負契約の締結について ((仮称) 道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事)

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 地域活性化事業「新道の駅建設事業」について
- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。6月議会で、付託案件が5件ありますが、慎重審議の方、よろしく願いいたします。

委員外議員の出席は、朝岡議員、川村議員、白石議員、増田議員の4名でございます。

一般の傍聴についてお諮りします。本委員会において、一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第34号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 おはようございます。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第34号、葛城市税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得いたします一定の公共施設等に係る課税標準の特例措置、また、高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定いたしますサービス付高齢者向け住宅に係ります税額の減額措置、それぞれを地域決定型の地方税制の特例措置、いわゆる「わがまち特例」によりまして、その特例率を市町村の条例で定めると、こういう内容でございます。

改正規定につきましては、平成27年4月1日以降に取得された固定資産に対しまして課すべき、平成28年度以降の年度分の固定資産税について適用することとなります。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。この表の左側が改正前、また、右側については改正後となっております。赤色のアンダーラインの部分が改正部分でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページの上段からごらんいただきたいと思います。葛城市税条例附則第10条の2でございます。この条文につきましては、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてうたっておる条文でございます。中段をごらん願いたいと思います。附則第10条の2第5項の次に、新たに第6項として1項を加えるものでございます。その内容

につきましては、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が政令で指定されております都市再生緊急整備地域、全国で現在62地域あるわけでございます、及び、特定の都市再生緊急整備地域、全国で現在、政令で指定されておるのが11施設あるわけでございます。いずれも大都市に指定されておるわけでございますが、これら地域におきまして、一定の認定民間都市再生事業により取得いたしました公共施設や、また、一定の都市利便施設、緑化施設、通路等の用に供する家屋及び償却資産に係ります特例措置でございます。

課税標準の特例割合を、都市再生緊急整備地域におきましては、地方税法の一部改正に示しております5分の3を参酌いたしまして、2分の1以上、10分の7以下の範囲内において条例で定めるもので、本条例におきましては、その割合を標準的な特例率であります5分の3と定めるものでございます。

また、特定の都市再生緊急整備地域におきましては、地方税法の一部改正に示しております2分の1を参酌いたしまして、5分の2以上、5分の3以下の範囲内において条例で定めるもので、本条例におきましては、その割合を標準的な特例率であります2分の1を定めるものでございます。

次に、改正後の税条例附則第10条の2第7項、第8項、第9項についてでございます。これらにつきましては、第6項が新たに加わったことに伴う項ずれの改正に加えまして、条文内容にいたりましては、これら3項とも、いずれも地方税法の条項を引用してございまして、今回、地方税法の改正によりまして、法附則の第15条中に、新たに第9項と第10項の2つの項が加わったことによりまして項ずれの条項引用の整理を行ったものでございます。

第7項では、「法附則第15条第34項」を、2項項ずれが起こったことによりまして「法附則第15条第36項」に改め、また、第8項では、「同条第37項」を「第39項」に改め、第9項では、「同条第38項」を「第40項」に改めるといった内容でございます。

次に、税条例の附則第10条の2第9項の次に、新たに第10項を加える改正でございます。改正内容につきましては、高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定いたしますサービス付高齢者向け住宅に係ります税額の減額措置でございます。減額割合を地方税法の一部改正に示しております3分の2を参酌いたしまして、2分の1以上、6分の5以下の範囲内において条例で定めるもので、本条例におきましては、その割合を標準的な特例率であります3分の2と定めるものでございます。

ページ変わりました、本条例改正に係ります附則でございます。附則第1条では施行期日を、また、附則第2条第1項は固定資産税の適用に係ります経過措置を規定しております。続く第2項では、都市再生特別措置法に規定いたします公共施設等の適用に係る経過措置を、また、第3項では、高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定いたしますサービス付高齢者向け住宅の適用に係る経過措置を、それぞれ規定いたしました内容となっております。

以上、簡単ではございますが、これで葛城市税条例の一部を改正することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部理事。

土谷都市整備部理事 都市整備部、土谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程中の議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについて、内容をご説明申し上げます。

本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業により進めておりました今在家地区の公園整備が昨年度末に完了いたしましたので、本条例の別表に今在家公園を追加するものでございます。公布につきましては、施行の日から行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第41号、財産の取得について（吸収源対策公園緑地事業用地）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部理事。

土谷都市整備部理事 都市整備部の土谷でございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程中の議第41号、財産の取得につきまして、内容をご説明申し上げます。

本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業により、寺口・太田地区の公園整備に係る用地を取得するものでございます。取得する土地の所在地は、葛城市寺口1162番ほか31筆、地目につきましては山林、田、ため池、雑種地、総地積につきましては5万179平方メートルでございます。取得の方法につきましては、取得予定金額9,445万1,644円で、葛城市土地開発公社を相手方とする随意契約をしようとするもので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、議第41号で上程になっております財産の取得ですけれども、ちょっと教えてほしいんですが、寺口の1162番地から太田の1684番地、4万2,990平方メートルになるのかな。この中で、面積書いてくれているわけやけども、公簿面積で記載されてるのか、実測はまだしてないと思うわけやけども、もし公簿であったら実測はどのぐらいになるのかということと、それから、下から2行目の葛城市寺口の1160番地、1161番地、この土地の件ですけれども、私の記憶では1299番地、ため池と載ってるわけやけど、この周囲にあったように私は思っております。

その件と、この1299番地の周辺を買収されてるとしたら、1160番地、1161番地の面積については、太田領の土地の中に、地籍調査のところに含まれてると違うのか。もしそういうことが、私の言うたのが事実であれば、二重買いになってると違うのかというふうに思いますので、その辺を説明してもらいたいというふうに思います。

西井委員長 石田課長。

石田都市計画課長 都市計画課、石田でございます。よろしくお願いたします。

公簿面積につきましては、競売の取得の面積が4筆で2万4,503平方メートルに対しまして、現況が4万1,147平方メートルと、それにつきましては、寺口1162番地、1693番地、1695番地、1694番地の4筆につきましては、公簿面積は2万4,503平方メートルとなっております。実際、現況を見ますと、現況的には4万147平方メートルとなっております。あと太田地区の4筆、1300番地、また1301番地、1683番地、1684番地の4筆につきましては、公簿面積が2,843平方メートルとなっております、これにつきましては国土調査済みとなっております。

競売にかかりました公簿面積につきましては、2万7,346平方メートルとなっておりますのでございますけれども、ただいま申し上げました8筆による合計におきましては、現況が4万2,990平方メートルとなっておりますのでございます。また、寺口地区の1160番地、1161番地につきましては、岡本委員からご質問のありました部分につきましては、担当の方で国土

調査、また以前の書類等を確認させていただきながら買収をかけさせていただいたところでも、土地台帳また名寄帳によりまして土地の確認をさせていただき、交渉に当たっておるところでもございまして、交渉時の聞き取りにおきましても、この所有者の方からお話をいただきまして、下に池がありまして、頂上付近に田があったということの確認をいただき、契約をさせていただいたところでもございます。

今回、上程させていただいております案件につきましては、競売の取得の4万2,990平方メートルと売買取得にさせていただきました24筆、合計32筆の5万179平方メートルを公社の方から買い戻しをするということでご審議をお願いしているものでございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、契約時、また過去の公簿等も確認させていただきながら契約をさせていただいたところでもございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、石田課長の方から説明していただいたわけですが、寺口用地の山については、公簿面積が2万4,000平方メートル、それに対して、実測というか、面積が4万平方メートルということですが、大体、寺口領の山というのは、昔から「山3倍」と言われるわけやから、ざっと2万4,000平方メートルということになれば、7万近い実測になるのではないかと思います。

今言われている太田のこの山林や雑種地については地籍調査していると、今、こういう答弁があったわけやけども、地籍調査してあると言うことは、実測に近い。それと、今おっしゃった寺口の1160番地、いわゆる字切図、土地台帳附属地図、これを見て調べられたんやと思いますけども、私が思うには、先ほど言いました1299番地のため池の近辺、所有者の名前はちょっと伏せときますけども、昔からの地主さんであったというふうに思っております。恐らくこの周辺、この人の土地が開放されたということではないかなと思っています。

ですから、私が今聞いているのは、その登記簿には所有権はありますよ。しかし、実際にこの土地、太田領と寺口の飛び地やから、太田領の面積の中に含まれてると違うのではないかと私は聞いているわけで、その辺が調べようがないということかもしれませんけども、その辺を買収するときに、きちっと調べて買収してもらっているとは思いますが、今、ちらちら聞くのに、この1160番地というのは競売物件の中にあつたというふうなことも聞いているわけです。いわゆるこの土地は、私は未登記で登記してなかったのかなということを思っていたわけやけど、不動産登記法でいう未登記になっていたのと違うのか。

市役所職員を疑ってはいないが。用地買収するときには、そういうこともきちっと調べた中でやってもらわないと。市長がいつもおっしゃるように、皆さんからいただいた税金、全ては税金で市は買収しているわけですので。私の記憶では、この2筆足した349平方メートル、これは太田領の中に入っていると私は思っています。

ですから、その辺をきちっと、買収されたときに、太田領の国土調査の成果を見たときに、公簿面積が幾らであつて成果が幾らである、そういうこともきちっと調べていただいて、やってもらっているのなら、それは、私、それでいいと思います。ただ、ちらちら聞くのに、

俗にいう登記漏れというようなことも聞きますので、もし登記漏れが発覚したとしたら、言葉は悪いですけど、二重買いになったのと違うのかなというふうに思うから、ちょっと私はしつこく聞かせてもらっている。

用地買収というのが難しいというのは、そういうところが難しい。皆が昔のことはわからない、しかし、土地を買収するとなると、わからないだけではいけない。やっぱりきちっといろんな過去のことも調べながら買収をしていく、私はこういう姿勢が大事ではないかなというふうに思うから、ちょっと憎まれ口を言っているわけです。今はこうして上がってきてるので、私は反対も何もしませんけども、やっぱりそういうことをきちっと、やってくれてはると思うけども、もし私の想像していることになったとしたら具合悪いので、そこらをどういうふうにされたのか、もう一度教えてほしい。

西井委員長 生野副市長。

生野副市長兼都市整備部長 ただいまの岡本委員の再質問でございますが、この未登記物件について、ちゃんと調査を行ったかというご指摘があったかと思えます。当然、私、今現在、まだ都市整備部長も兼ねているわけございまして、この用地交渉に当たりましては、率先して用地交渉に当たったわけでございます。

その中で、調べた経緯につきまして、当然、委員ご存じのように、この違法盛り土部分につきましては、平成9年3月3日に、旧新庄町が保全地区内等の行為届出書の進達ということで、その当時の所有者は山本豊さんから申請があった中で、旧新庄町が平成9年3月3日に県の方に進達を行って、今現在の違法盛り土という場所の造成が行われたわけでございます。そのときの受け付けの奈良地方法務局葛城支局転写の平成9年1月22日に、そのときの測量士がつけておられます図面の中にも、1160番地と1161番地はあるわけございまして、ちなみに、その違法盛り土部分の寺口の1162番地、財産の表示を見ていただきたいと思えます。寺口の1162番地、1693番地、1694番地、1695番地に囲まれて2筆があるわけございまして、当然、この部分については強制競売にかかっておらなかったということでございまして、

ただ、もう1件につきましては、今現在の法務局に備えておられる図面につきましても、多少位置的にはずれておりますが、先ほど申しました4筆に囲まれる形で、この1161番地と1160番地はあるということでございまして。この旧新庄町時代にこれを受け付けたということにつきましては、当然、ちょっと所有者の名前は伏せますが、この山林の4筆と寺口地区の田の2筆については、その中で囲まれてあったということで、旧新庄町が県の方に進達したということですので、その当時からこの場所は存在しておったということが、この当時の書類から確認もできておりますので、委員ご心配いただいておりますように、決して二重買いじゃないということを再度申し述べたいと思えます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、副市長から説明してもらいました。しつこく言うのではありませんが、今の話は山林。私が今言っているこの1160番地というのは田なんです。だから飛び地ということになってきたら、山の際にある、平地というのか、田んぼのところにあるということで、その当時、私

は担当していなかったなのでその書類は知らないが、その造成の申請時には、土地台帳附属地図にその番地が入っていたと言われる。疑っているのと違うが、私の言いたいのは、やっぱり田と山林と違うし、飛び地の扱いというものはやっぱりきちっとやっていかないと、いくら寺口の1100番地であっても、必ず小字はついているわけやから、そこらをきちっとやってくださいよと言っているだけであって、二重買いという言葉があかんのか知らんけども、私はそういうふうにするから言っただけでね。

そやから、きちっと調べてくれたというのなら、これを信用しときます。しかし、今後、いろいろなことの中で気をつけてもらいたいと言っているわけです。私は、副市長の説明が間違っていると一言は言わないが、さっきから何遍も言うように、池の近くにあったと思うから言っているだけです。

まあ、そういうふうにしときますでしょうか。あんまりしつこう言うたら、また失礼になってもいかんから。

(発言する者あり)

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時56分

再 開 午前10時08分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

岡本委員。

岡本委員 もう一遍質問しますけども、今、私、二重買いという話をしたわけやけども、きちっと担当の方は調べて、二重買いにはなってませんということですよということですか。もう一遍答弁だけ願いたいと思います。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 委員ご指摘の寺口1160番地と1161番地の2筆、計349平方メートルにつきましては、調査も行い、現地も確認の上で用地交渉を行い、契約いたしておりますので、決して二重買いではないということでございます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 今回、道の駅の西側の山林の部分の、公園部分の財産取得ということで出していただいているんですけども、土地開発公社で吸収源対策公園緑地事業、寺口、太田ということで、ほぼその面積がそれに当たるのかなと思います。平成26年度期末保有資産で出していただいている分、その中で、8の1の部分は中戸というのは、これは別のものと理解できるんですけども、8の2の吸収源対策公園緑地事業の中の、中戸709番地が、面積が838平方メートルですね。こちらの方が今回財産取得で買ってないものがあるんですけども、その土地については、どういう土地なんですか。本来でしたら財産取得されていて、同じ項目の中で来てるから、当然、僕は財産取得で一般会計の方に買い戻されるんやなと思ってたんやけども、その面積が抜けている、その理由はなんなのかなと。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 今、阿古委員のご質問でございます中戸709番地、838平方メートルにつきましては、確かに吸収源対策事業で購入いたしておるわけでございますが、これにつきましては、23ページを見ていただきたいと思います。その中で、太田1319番地以下の雑種地が、数筆あるわけでございますが、この所有者の方の代替用地として取得いたしておるわけでございます。これにつきましては、今現在、国土調査等の現況のずれ等がありまして、所有権移転いたすべく登記作業を行っておるわけございまして、登記作業終了後に、この太田1319番地以下の土地を、協力していただいた方の代替用地として公社の方から提供いたすという予定になっておる土地でございます。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 そうしますと、事務的な手続きとしてはどういう形になるわけですか。公社の方で代替用地と、それとその方の土地を買うわけですね。それで、片方の方は市が取得するわけですね。それで、残った面積については、公社から直接その方に販売するという形になるわけですか。ということは、代替というと、通常は等価交換の僕はイメージが非常に強かったんやけども、一旦会計上は別のものにまるっきりなるわけですね。いいのかな、そういう理解で。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 吸収源対策の事業用地部分については、土地開発公社から葛城市が買い戻すと。代替用地につきましては、今、委員ご指摘のように、三者契約等の方法もあるわけでございますが、先ほど私が言いましたように、現地の中で、水道用地等の中で、現況と国土調査が一致してなかったというのが一番大きな理由なんですけども、それにつきましては、公社と葛城市との地籍修正を行いまして、事業用地に協力していただいた方に代替用地として提供するというのでございまして、ただ1点、大きな違いは、事業用地については5,000万円適用を行っておるわけでございますが、この代替用地の提供の方については、1,500万円適用という中で契約をさせていただいておりますので、地籍の確定次第、用地提供者に公社の方から売買で売却をいたすという予定になっておるわけでございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 その処理はちなみにいつごろになるんですか。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 この中戸709の838平方メートルが、契約後に現地測量等を行ったわけございまして、今、地元寺口、中戸の改良区さん等の立ち会いも終わりましたので、当然、近接の方々、第三者の方々の筆界の確認も終わりましたので、今現在、法務局に登記申請を行っておる最中でございますので、その登記が終わり次第、公社の方からこの方に売却することでございますので、おおむねあと1カ月ぐらいがめどかなというようなのが、今現在の解釈はいたしております。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 これも確認ですけども、この取得が、例えば会計年度でいうと、代替の部分も含めて、今言うてる雑種地の部分というのは、平成何年度の公社が取得される年度になるんですか。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 当然、公社が取得いたしましたのは平成26年度であるわけでございます。今回上程いただいております、この財産取得部分につきましては、平成27年度予算で公社から市が買い戻すということでございます。なお、代替用地につきましても、同じ年度に解決できるということでございますので、あくまでも代替用地、事業用地、平成26年度に公社が取得いたしました、事業用地、代替用地については公社が平成27年度で処分いたすということになります。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 単純な質問ですけど、平成26年度に、例えばその地権者の方が土地開発公社に売却されるわけですよね。それで代替地については、今度は三者契約の中で平成27年度、公社から今度は代替地を取得されるわけですよね。そうすると、一旦会計年度でいうたら、平成26年度にその方にお金を払うわけですね、土地開発公社はね。それで、今度その代替地として売買契約をするのが平成27年度、税法上では何年かのゆとりというのがあるんですか、その会計処理上。というのが、例えば税務上の話にしても、単一年度内だったら、代替やという形でプラスマイナスできますわな。そやけど年度をまたがると、所得税でも年度をまたがると例えば違いますわな。そやから、そういう処理というのは、実際的には何らかの幅があるんですか。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 今申されました部分でございます用地取得、事業用地と代替用地で取得した部分につきましては、土地開発公社の方から収用証明をお出しいたしておるわけでございます、それについては、平成26年度分の売却ということで、税務申告が終わっているということでございます。ただ、公社が、今現在上程いただいております分の買い戻りについては、もう市と公社の契約になりますので、何ら問題はないと。ただ、平成27年度、1年後に平成26年度で用地を協力していただいた方が取得するということについてのご質問だと思うんですけども、代替用地の取得につきましては、事業用地協力年次の前後1年を、これが平成26年度で買ってますので、平成25年度から平成27年度まで、代替用地を取得しても税法上の控除はあると、こういうことでございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時25分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第42号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案については分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第42号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成27年度葛城市一般会計補正予算（第1号）でございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,835万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億8,435万7,000円といたすものでございます。また、第2条では地方債の補正をお願いいたしますのでございます。なお、分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております部分につきましてのご説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表の地方債補正についてでございます。補正の内容は変更でございます。起債の目的は、合併特例事業で、補正前の限度額9億5,300万円を、補正後10億780万円に変更いたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、事項別明細書の10ページをお開き願いたいと思います。まず、歳出の事項別明細書よりご説明をさせていただきます。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額は473万8,000円でございます。消耗品費と訴訟提起に係ります弁護士委託料となっております。次に8目の自治振興費でございます。補正額が7,856万5,000円で、公共バス購入等に係る経費となっております。次に2項徴税费、3目過年度支出金でございます。補正額が1,300万円で、過誤納金還付金の追加となっております。

次に、12ページに移りまして、5款農林商工費、1項農業費、6目農地費でございます。補正額が1,600万円ございまして、寺口地内底樋管破損等に係ります測量設計等委託料と工事請負費の追加となっております。次に、2項林業費、1目林業振興費でございます。補正額が450万円ございまして、寺口地内の治山事業に係ります測量設計委託料と工事請負

費の追加となっております。次に、3項商工費、2目観光費でございます。補正額が4,926万2,000円でございます。観光・防災Wi-Fiステーション設置に係ります役務費と委託料、そして観光振興補助金の追加となっております。

次に、6款土木費、2項道路橋りょう費、5目地域活性化事業費でございます。補正額が1億1,100万円でございます。地域活性化事業に係ります工事請負費の追加となっております。続きまして、7款消防費、1項2目の非常備消防費でございます。補正額が21万6,000円でございます。消防団員の退職報償金の追加となっております。

歳出は以上でございます。続いて歳入に移らせていただきます。事項別明細書の7ページをお願いいたします。と思います。

9款1項1目地方交付税でございます。補正額が1,104万8,000円でございます。特別地方交付税の追加でございます。

次に、11款分担金及び負担金でございます。1項1目農林商工費分担金につきましては、補正額は100万円で、土地改良事業分担金の追加でございます。

次に、13款国庫支出金でございます。2項4目農林商工費国庫補助金につきましては、補正額が2,184万9,000円でございます。地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金となっております。続く5目土木費国庫補助金につきましては、補正額が7,227万8,000円でございます。地域活性化事業補助金では5,292万4,000円の追加、また、ノンステップバス購入補助金で1,687万9,000円となっております。ページ変わります。8ページ、停留所設置補助金で247万5,000円となっております。でございます。

次に、14款県支出金でございます。2項4目農林商工費県補助金につきましては、補正額が150万円、治山事業補助金となっております。

次に、17款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金につきましては、補正額が1億3,574万3,000円の追加となっております。

9ページに移ります。19款諸収入でございます。3項4目の雑入につきましては、補正額が1,520万円の追加でございます。このうち常任委員会の所管分につきましては、消防団員退職報償金収入で20万円の追加となっております。

次に、20款市債、1項1目総務債でございます。補正額が5,480万円、合併特例債の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 おはようございます。それでは、質問に移らせていただきます。10ページの総務費、自治振興費の18節備品購入費、公用車購入費7,338万円、その内訳をお聞かせ願いたいと思います。

それと、13ページの観光費の19節観光振興補助金、この内容をお示しいただきたいと思い

ます。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。ただいまの吉村委員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま法定協議会においてコミュニティバスの再編計画をしている中で、幹線道路が主である環状線ルートを走行するための小型のノンステップの路線バスを2台と、環状線ルートの枝線となるミニバスルートを走行するための13人乗りのワゴン車、これを4台、購入を予定しております。内訳といたしましては、小型ノンステップの路線バスが1台当たり2,032万6,000円、これが2台で、それから、ミニバスに当たっては1台818万2,000円、これを4台、予定しております。

以上でございます。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

今、ご質問いただきました観光振興補助金についてでございます。これにつきましては、ことし、相撲館が開館して25周年となります。これを機にいたしまして、観光協会の方に記念事業を行っていただくための補助金でございます。

主な企画といたしまして、10月の3連休に、10日、11日、12日に開館当時行われておりました「けはやまつり」を復活させて、力士を招待してのセレモニーや相撲の初っ切り、トークショーなどを予定しております。また、11月23日には、けはや座茶会と題しまして、ジャパニーズティーパーティーインけはや座と題しまして、相撲館の升席を使ってのお茶会を、また、2月には相撲寺子屋と題しまして、田子ノ浦部屋の若の里関によります相撲の歴史講座の開催を予定しているところでございます。それと並行しまして、25周年の歩みを写真で振り返る写真展の開催等、一連の事業を予定しております。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 ありがとうございます。バスの方なんですけれども、7ページの歳入で、ノンステップバス購入補助金が100分の55となっていたので、そうしたら、総費用が3,068万円かなと、それが2台分というふうに計算してたんです。そうではないんですね。そうすると、ミニバスが1台1,000万円ぐらいになるから、どんなバスなのかなというふうに思っていたんですけれども、それは全く、どっちに使ってもいいということですか。じゃないんですか。それはまた聞きます。

それと、相撲館の25周年はすごくいいと思うんですけども、25周年というのは、これは当初からわかっていたわけですから、補正じゃなくて、当初予算に入れるべきじゃなかったのかなというふうに思うんですけども、その点だけ。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 ただいまのご質問ですけども、1台、先ほど2,032万6,000円と申しましたけども、こちらの方は、本体に、あと改造を加えております。補助金に関して、社会資本総合整備事

業防災安全交付金の方は55%ですが、これは本体のみに55%ということになっております。

それと、ミニバスに関しては、補助金はなく、1台828万2,000円掛ける4台、これは特別交付税措置がございまして、80%の交付税措置がございまして、先ほどの小型の路線バスの方、こちらの方も55%の補助金、その残りの部分に関しては80%の特別交付税措置がございまして、以上でございます。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課、岸本です。25周年の記念事業でございまして、当初、10年、20年の大きな区切りでもございませんでしたので、当初は予定しておりませんでした、昨今の外国人の観光客の誘致を大きな目的としまして、25周年と題して打って出たいということでございまして、それと、新たに相撲館の名誉館長に就任していただきました菊丸さんからご提案もありまして、今回、補正ということでお願いすることになりました。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村委員 先ほど説明していただいた、バス本体とその改造費の説明をお願いします。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 それでは、整理してお答えします。

小型バス、先ほど言いました小型の路線バスですけれども、1台2,032万6,000円、これは車両本体価格が1,534万5,000円、改造費498万1,000円で、2台で4,065万2,000円でございます。これに対して、社会資本総合整備事業の防災安全交付金55%がございまして、1,687万9,000円が補助金となります。残りに特別交付税80%、1,901万8,000円がございまして、市の負担としては、実質475万5,000円となります。

次に、ミニバスの方でございます。1台818万2,000円、車両本体価格362万1,000円、改造費が456万1,000円でございます。これを4台購入で、3,272万8,000円となります。これに対して特別交付税措置が80%ございまして、2,618万2,000円が特別交付税措置で、差し引き654万6,000円が実質負担額となっております。よって、車両購入価格の合計金額が、補正予算額の7,338万円でございますが、実質、市の負担は合計で1,130万1,000円ということになります。

以上でございます。

西井委員長 山下市長。

山下市長 バスの購入に関しまして、また後ほど調査事業の中で、葛城市生活交通ネットワーク実施計画の説明は後でさせていただきますけれども、今回、大きな決断をさせていただきました。先ほど言いましたように、小型バスを2台、ノンステップバスで購入、それと大型のワゴン車を4台購入という形になりますけれども、小型のバスは市内を円を描くように、外回りと内回り、2台同時に走らせて、市内を循環していくバスで、残り4台に関しましてですけども、これは3台を常時走らせると、一台は何かあったときのために予備車として置かせていただくということで、この4台の購入をさせていただくことにいたしました。

それで、何が大きな決断かと言いますと、現在、葛城市内を走行しているコミュニティバ

バスは、無料で走行をしております。これをそのままバスの購入費、また、運行計画を立ててまいりますと、全て葛城市の負担という形になります。ただ、55%の補助金に関しましては、道の駅等、いろいろと社会資本総合交付金事業を行っておりますので、その効果促進事業としての、このバスを買ってもいいということでしたから、それを使わせていただきましたけれども、それ以外は全て葛城市の負担という形になります。

バスの購入代だけじゃなくて、運行も含めて、毎年1億円もかかりませんが、今のところの目算として8,000万円、9,000万円という金額がかかっていく、その全てを市の負担で走らせるというのは、かなり厳しいということを考えましたので、今回、一部、ワンコインでご負担をいただけないかという形で、今考えております。また後で説明します。

そうすると、利用者にご負担をいただくということになると、特別交付税等の措置がいただけるということで、バスの購入費も、また運行計画に際しても、補助金を引いた額の補助金と、皆さんから預かった料金を除いた額の80%が特別交付税で繰り入れていただけることができるということでございましたので、今回、そのような選択をさせていただき、8割足していただくという形で収支をあわせにいつてる、また利便性の向上、病院やスーパーまでバスをつけさせていただくということを含めて、足を伸ばしていただけるようにさせていただいたというのが、今回のバスの入り口の話でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 今のお話でしたら、小型バスが2台、それからミニバスは4台。今現在、ミニバスを使っていますよね。そのミニバスはどのようにされるんですか。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課、岩永でございます。ただいま阿古委員の質問でございます。

今回、購入するミニバスは、緑ナンバーになります。現在のミニバスに関しては、改造を加えれば、確かに走れる形には、可能ではありますが、結局年数がたっていて、走行も10万キロを超えています。その中で、先ほど言った改造費450万円をかけて改造するよりは、もう新しいものを買ってということで、今あるミニバスに関しては、もう市の公用車という形で今後は使っていきたいとは思っております。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 それと、路線的にはミニバス2系統、大ざっぱに言うとね。それから、ゆうあいのバスと、それとミニバスですよね。じゃあ、ゆうあいのバスの方はどのようにされるんですか。今のお話でしたら、ワンコイン制になるという話、これはまた後で出てくると言われたから、そのときにも確認しますが、今のゆうあいバスなんて、当然そんなのついてないですわね。そやから、その辺はどうなるんですか。

西井委員長 市長。

山下市長 今回、私の方から担当者の方に指示をしておりますのは、ワンコインはワンコインで走らせるということでございますけれども、今までのゆうあいバスと葛城号とミニバスを統合し

たものを新しく走らせます。ただし、ゆうあいステーションに今までボランティアで行っておられた方がいらっしゃる。そういう方や、また障がいを持っておられる方に対しての減免措置、これをどういう形ですのかということは今、指示をして、奈良交通と協議をしながら、毎日のようにゆうあいステーションにボランティアで来ていただいている方々もいらっしゃいますから、ボランティアに行くのに料金を払ってということも、ちょっと違うような気もいたしますので、そのあたり、いろいろと協議をしていきながら、今後、詰めてまいりたいというふうに思っております。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 ですから、ゆうあいバスと言っていいのかわからないけども、そちらのバスについては、改造はしないという理解の仕方でもよろしいんですかね。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 ただいまのご質問ですけども、ゆうあいバスに関しては、改造しては利用しません。今のゆうあいバスに関しては、今後、ゆうあいのリクエストによって、お客様を送迎するバスとして利用するというふうには聞いております。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 ちょっと市民の人が戸惑う可能性があるから、その辺、気をつけてくださいという意味を込めて聞いたんですけど。

それと、もう一つ、先ほども出てますが、相撲館の25周年記念事業、それが、僕は補助金という名前が出てきているから、ちょっと違和感があるんですよ。というのが、相撲館が25周年記念をするんやったら、相撲館の予算と違うのかなと思うんですけども、この補助金ということは、それはどこか受け皿があるわけですよね。その受け皿、補助を受けられるのは観光協会という理解の仕方でもよろしいのですか。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本です。補助金という形で、観光協会にお願いするという形になっております。企画は観光協会で行っていただくという形になっております。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 きっと観光協会の方からそういう要望があったんやろうと僕は思います。補助金という形で出るんやからね。それで観光協会の方が相撲館の25周年記念をやりたいと言われたんですね。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 _____ (削除) _____

(「何やその答弁」の声あり)

西井委員長 市長。

山下市長 今、答弁の修正をさせていただきたいと思います。今の岸本課長の答弁、取り消しさせていただきます。

今回、相撲館の名誉館長に河内家菊水丸さんが就任いただきまして、いろいろとご提言も

ありまして、就任の日が2月、3月ぐらいだったと思いますけれども、それから観光協会等に対して、この25周年を機に、やはりいろいろとものと振興する方策を考えていくべきだろうということで、もちろんうちの単費だけじゃなくて、県や国の補助金を探しながらやっていく、それにしても、予算がなければ何もできないので、観光協会として何かできないだろうかというご相談もございました。その中で、このような形で予算計上させていただいたというところがございます。

西井委員長 皆様にお諮りします。先ほどの岸本課長の答弁を取り消しさせてもらうということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(「今は委員会やったからいいのと違うの」の声あり)

西井委員長 発言を取り消しするということやから、よろしいでしょうか。

(「両方とも消すのかな」の声あり)

西井委員長 岸本課長の答弁の不適切な部分だけを消させてもらうということで、阿古委員。

阿古委員 違和感があるというのは、観光協会の方に補助金を出して事業を行うという話はわかりましたけど、これは、もう以前から議論というか、考え方の中で、例えば補助を受ける対象が、たまたま理事者がその協会の会長をやっているわけですね。ですから、税金を渡す相手が、そのトップが市の市長なわけです。ですから、その辺がやっぱりちょっと、きっと手続き上は問題ないんやろうと思います。問題はないのだらうと思いますが、その辺の精査というのは今後していかないと、変な誤解を招いたりする可能性があるのと違うかなという気が、もう以前からずっとしていました。それを何年かに1回は話させていただいてるんですけども、それから、市の税金が、予算編成権を持つ、その権限を持つ首長が、その補助金を渡す団体のトップであるということが、果たしてそれで、制度上は問題ないのかもわからないけども、倫理上というか、それがいいのかどうかというのは、これから私は精査していただきたいなと思います。これは何回か、過去においても言ってますので、その辺は要望というか、しておきたいと思います。

以上です。

西井委員長 市長。

山下市長 この観光協会の会長もそうですし、社会福祉協議会の会長もそうですし、やはり、できたら他の有為な人材に譲っていくべき役割であろうというふうに思います。また、議会の皆様方と議論しながら、問題はないというふうには思いますけれども、やはり民間の方々等にいただいていた方がいいというふうには思っておりますので、そのあり方につきましては、これからもいろいろと皆様とご議論をさせていただきたいというふうに思っております。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 検討していただきたいと思います。通常、いろんな団体がありますけども、そうすると、補助金くださいという、なかなかハードルが高いんですよ。当然、前年とか、仮に1年、2年、3年と、こういう具合にずっと行政に働きかけて、こういうことをやりたいから何と

かしてくださいよという、そういうことを積み上げていって、やっと補助金がつくというのが通常の流れやと思いますわ。それが、ある種団体だけが、何というか、ぼんと補正予算が上がってくる。ほかの団体では考えにくいようなシステムが見えてしまう。何か変なことがあるのと違うかなと思われがちになるから、そやから、そういう整理をやっていただきたいなと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、歳出の方からですけども、10ページ、一般管理費の13節委託料300万円の内容、それから、自治振興費、これの13節委託料、それから工事請負、それから公課費の内容ですね。それから、次の過年度支出金の過誤納金、大きな金額が入ってるわけやけども、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

西井委員長 石田課長。

石田都市計画課長 都市計画課の石田でございます。よろしくお願いたします。このたびの総務費一般管理費、委託費に計上させていただいてます内容につきましては、葛城市足田地内におきまして、昭和57年に開発許可されました開発道路に係ります帰属手続きに係ります移転登記の請求訴訟の費用を計上させていただいております。

以上です。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。350万円の委託料の件ですけども、環状線ルートにおける全停留所の案内板と時刻表の設置のための委託料でございます。設置停留所は39カ所を予定しております。設置箇所としては、2カ所が30停留所で60カ所、1カ所が9停留所で9カ所、合計39停留所で69カ所の設置となります。なお、1カ所の停留所は近鉄新庄駅、大和新庄駅、ウェルネス新庄、社会教育センター、イトーピアの上、當麻観光駐車場、ゆうあいステーション、尺土南口と忍海のバスセンターとなっております。また、ミニバスルートにつきましては、移動することも考慮して、実証運行終了後にご意見等を頂戴した上で、正式に設置の場所を考えていきたいと思っております。

それから、工事費の請負費でございます。停留所設置に係る工事費を計上しております。新設する停留所の歩道ブロックを切下げし、乗降しやすくするための工事を予定しております。該当停留所は、磐城第二保育所東側、足田本線の新しくつくる停留所が3停留所で5カ所、また、若草台の方の停留所について、区画線の線を引く工事と溝ぶたの設置工事を予定しております。

それから、公課費でございます。公課費はミニバスの自動車重量税、7,500円掛ける4台を予定しております。なお、小型のノンステップ路線バスに関しては、減免措置となる予定をしております。

以上でございます。

西井委員長 西村課長。

西村税務課長 税務課の西村でございます。よろしくお願いたします。

過誤納金の還付金でございますが、今回補正予算を上げますのは、上場株式譲渡所得と上場株式等の配当所得を申告されまして、住民税の所得割額から株式譲渡所得割と配当割控除額を控除して、控除し切れなかった分を還付いたします。この人数が124人おられまして、1,867万4,247円で、当初1,200万円のうち600万円の予算を計上しておりましたが、ただ、1,800万も超えますので、補正予算に上げたという状態でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 石田課長から説明いただいたわけですが、足田地内ということは、これは大阪大丸の土地ですか。まだ所有権移転登記してなかったのですか。それで、これは時効取得か何かでするわけやな。そういう費用に充てると、こういうことですね。

それから、自治振興委託料、新しい停留所ということで三十何カ所、69カ所か、全部するとなると、こういうことやな。

ミニバスの公課費が非常に安い。私、もうちょっとかかると思っていたが、1台7,500円で重量税がいける。これは減免か何かがあるから、こんなに安いのかな。普通、普通車だとこんなに安くないわけやな。

それから、株式の場合は、株式譲渡で人数がようけ出たと、こういうことやな。わかりました。

それでは、もう一度、開発の関係を教えてください。

西井委員長 石田課長。

石田都市計画課長 今、岡本委員がおっしゃられましたように、今、代表者の方とコンタクトをとるべく手続きを行っているわけでございますけれども、代表者がおられる場合には移転登記の手続きを求めるといような形になりますけれども、拒否された場合には、処分禁止の仮処分申請、また、それに伴う移転登記の請求訴訟を起こすこととなります。代表者の方が行方がわからない場合には、裁判所に対して特別代理人の選任の申し出を行った上で、移転登記訴訟を起こすこととなりますので、この手続きの中で、今、申しあげましたような処分禁止の仮処分、また仮登記の保証料、特別代理人の選定の費用を見込んだ訴訟費用の一式として300万円を計上させていただいているものでございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 石田課長からいろいろ説明してもらったわけやけども、この道路については、もうたしか20年、もっと超えているはずや。今、訴訟の手續を説明してもらったが、そんなことするより、時効取得で手續した方が早い違うの。所有者は今いるわけやろ。所在がはっきりあるのかは別として、地権の物件があるわけやから。それを今、既に道路のように使っているわけやろう。それであるのなら、時効取得を先にするのが建前と違うのかなと思うんやけども。

いろいろ裁判所の手續を踏むとか、どっちみち弁護士に頼まないといけないのなら、今、時効取得というのはそんなに難しくない。私、何も経験あるからわかるけども、最近もやったけども、時効取得やった方がずっと早い。日にちは3カ月とか4カ月かかるけども、そんないろんな手續を踏んでするのであれば、時効取得行った方がずっと早い違うの。何で

そんな手続を踏むのか、ちょっと私も勉強させてほしいと思います。

西井委員長 石田課長。

石田都市計画課長 今、岡本委員からおっしゃっていただきましたように、時効取得も方法があるということは、以前から弁護士さんの方には相談をさせていただいておるわけでございますけれども、まずは代表者の行方を調べるのが第一やということで聞いておるわけでございまして、今後、その代表者の方とコンタクトがとれない場合には、また弁護士の方と、今、協議をさせていただきながら、ここの移転登記に係ります協議をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ちょっと前置きばかり長いけど、私、何も知ってるというのじゃないけどね。私の言いたいのは、もう既に20年以上一般の人が利用している。ただ、通行権はあるけども所有権がないということやろう。それであつたら、今言っているように、その本人と交渉するのも大事やけども、本人と交渉していけるのであれば、今まで放置していない。本人と交渉したって応じないから放置しているのであつて、それであつたら、時効取得は私は正しいやり方ではないかなというふうに思います。民法上の時効取得というのは、それだけの要件さえそろえればいけるわけやから、時効取得ということは裁判所が判断するわけやから、本人が出てこまいが、出てこようが、関係ない話や。

そやから、今後、こういうことがふえてくると思うんですね。未登記のところかふえてきたら、なかなか交渉に行ったかて、やっぱり権利は私のものやと、それは主張される。そのための時効取得やから、どんどんこれからそういう方法でやっていかないと、なかなかこれからは解決が難しい。私は、場所がわかってるからいうのやないけども、当然、時効取得にするべきやと私は思います。意見だけしときます。一応私の意見として、時効取得の方がいいと思いますよということにしときます。

それで、次に、12ページの農地費ですね。農地委託料600万円、購入費用1,000万円、先ほど総務部長の方から、大屋池ということで聞いたわけやけど、もう1度場所的に教えてもらいたい。それから、林業振興費、この中で委託料100万円、工事請負費が350万円ということになつるので、林業ですので、どこかの山の治山の関係やろうというふうに思います。

それと観光費。委託料4,621万8,000円。観光・防災W i - F i、これは市長の目玉事業であるのかなと思うわけやけど、この内容を教えてもらいたいのと、先ほど負担金で、観光振興費200万円、計上されていたわけやけども、この前の新聞で、奈良新聞でしたか、6月20日、鉄砲柱と読むのかな、この入魂式がありましたと新聞に大きく載っていたわけやけど、この費用もその200万円の中に入っているのか。先ほど25周年という話を聞いてるわけやけど、この費用も入っているのか。どういう形でされたのかわからないので、聞かせてもらったらと思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまのご質問の農地費の委託費及び工事費でございますが、この農地費委託料と工事

請負費につきましては、寺口地内にあります大屋池の底樋管、口径1,000ミリのヒューム管が、現在、柿本川に流れ込んでいるんですけれども、その過程で流れ込んでいるヒューム管が破損しておりますので、その応急に復旧する工事として1,000万円を計上させていただいております。また、それに伴います底樋管の調査費も含めまして、委託費を計上させていただいております。

続きまして、林業費でございます。林業費の委託料100万円、工事請負費350万円につきましては、寺口地内の山麓公園北側山林斜面におきまして、小規模の法面崩壊が認められ、大規模な崩壊を予防するために、復旧事業として、県の治山事業を利用しまして、谷止工の事業を執行させていただき、また、委託につきましても、この事業に係る測量設計委託料でございます。

以上でございます。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本でございます。岡本委員ご質問の観光・防災Wi-Fiステーション設置事業でございます。この事業につきましては、総務省が行っております観光・防災Wi-Fiステーションの整備事業を活用いたしまして、市内における情報通信基盤の強化を図るため、無料公衆無線LANを設置するものでございます。當麻寺やゆうあいステーション、屋敷山公園、新町コミュニティセンター等、18カ所に設置を予定しております。観光防災の拠点における来訪者や住民の情報収集等の利便性を高めるために整備を行いまし、普段は観光情報等の発信、非常時には災害関連情報の発信を行うものでございます。

それと、鉄砲柱の分でございますけれども、先日行いました鉄砲柱の費用につきましては、今回のこの補正には含まれてはおりません。通常、観光協会をお願いしております相撲関連費の中で行わせていただいたものでございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、池原課長から説明をしていただいた農地につきまして、大屋池の底樋と、こういうことやな。それから、林業費につきましては、山麓公園の北側と言うたかな、その場所の治山工事と、こういうことですね。

今、岸本課長から説明受けたわけやけども、観光・防災ということで、いわゆる防災の拠点というのか、そういう施設に設置に、無線LANでつないでいくと。何カ所ぐらいなるのか。

(「18カ所、23回線」の声あり)

岡本委員 18カ所、23回線。なるほど、わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時20分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第44号、工事請負契約の締結について（(仮称)道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事について）を議題といたします。

議案の説明に入る前に、まず事務局より資料を配付していただきます。なお、この資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

(資料配付)

西井委員長 それでは、本案につき、提案者の内容説明を求めます。

土谷理事より説明をお願いします。

土谷都市整備部理事 都市整備部の土谷でございます。ただいま上程中の議第44号、工事請負契約の締結につきまして、内容をご説明申し上げます。

本案につきましては、新市建設計画に基づき進めております（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事の請負工事の締結についてでございます。

地域振興棟の規模につきましては、鉄骨造2階建て、延べ床面積につきましては2,873.8平方メートルでございます。工事の発注につきましては、本年6月23日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、5社が応札し、株式会社森下組が落札したもので、契約金額8億523万3,960円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 教えてほしいんですけど、今、議第44号で、工事請負契約の締結というのが出ているわけですけど、ここに行くまでの過程に、都市計画法でいう34条とか、99条、36条、申請されていると思うわけやけど、それぞれ建築確認の申請をいつされたのか、教えてもらいたいと思います。

西井委員長 木村課長。

木村建設課長 建設課の木村でございます。よろしく申し上げます。

大変申しわけございません。ただいま資料が手元にございませんで、後ほど資料を確認した上で答弁したいと思います。よろしくお願ひします。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 後ほどもらえるということですので、もう1点、今現在、建築確認はおりにあるのかどうか。

それから、この契約金額、もちろん消費税は入っているわけやけど、ずっと総合評価を見させてもろとったら、造成費がの中に明記されてない。外構工事ということになっているわけやけど、外構工事の中にその造成費が含まれているのかどうかということ。

今、この金額を単純に、きのういただいてから、延べ床面積2,873平方メートル、建築面積3,031平方メートルというのは、これは駐輪場が入って3,031平方メートルになっていると思いますが、それを単純に割ったら、坪単価が大きな金額になってきてるわけやけども、それでいったら平米単価は29万円か28万円ぐらいになってくるわけやけど、もし教えてもらえるのであれば、ただ建物だけで、今、この契約されている金額の中で、建物部分の金額が幾らやということになってきたら、大体逆算できると思うんやけども。

今、我々がもらっている資料は、全て込みの契約金額で、建物についてはわかっている。単純に割ったら坪単価90万円ぐらいになってくる。誰から見たって、この鉄骨の一部2階建てでこれぐらいかかるのかということになるわけやから、その金額を教えてもらえるのであれば、それも含めて教えてもらいたいと思います。

西井委員長 生野副市長。

生野副市長兼都市整備部長 私の方から建築確認の件についてご説明申し上げたいと思います。

先ほど説明していただきました申請日については、今、担当の方、書類を持てきますので、追って報告させていただきますが、まず、流れといたしましては、都市計画法の34条ということで、道の駅の沿道サービス業で34条の許可をいただいたわけやございまして、その後、都市計画法の29条の申請を行いまして、29条の許可はおりにあるわけやございまして。そして、その後、都市計画法の37条の申請をいたしてございまして、これにつきましては、今月末に37条の許可はおりにある予定となっております。建築確認の申請につきましては、その37条の許可後に申請になるわけやございまして、何分こういう大きなものでございまして、建築確認の事前審査を、一般財団法人なら建築住宅センターに事前審査をお願いいたしておったわけやございまして、その中で、当然建物の変更等はないということで、今回入札をさせていただきます。以上でございます。

以上でございます。

西井委員長 木村課長。

木村建設課長 契約金額が8億523万3,960円のうち、整地といいますか、造成部分が約2,000万円ほど、残りが約7億8,500万円が建築工事というふうに考えております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 まず金額からいったら、2,000万円減ってるだけやったら、電気工事も入っているやろう

けども、我々も昔の人間で、坪単価で言うわけやけど、正確な建築面積、建築金額が幾らというのわからないから聞いているわけで、正確な数値をくれとは言っていない。

例えば、全体の金額で造成するのはわかるわけやけど、今、造成2,000万円と言われたが、この工事、造成費、明確になってない。ということは外構工事となるわけやけども、この中に、電気とか昇降機、皆入ってるわけや。もちろんそれは、これも皆建築の中に入ってるかもわからへんけども、建物金額がどのぐらいやとなってきたら、大体坪単価というのは把握できると思うねんな。

さっき言うたように、例えば8億円から2,000万円引いたら、7億何ぼかかりますと言うたら、今の時代に、こんな鉄骨の一部2階建てで、坪90万円以上もかかると言われたら、私は理解できないので、ちょっとしつこく聞いているわけです。もうええわ。あんまり時間かけてもあかんから、また後で資料もらえるんやったら、後でくれたらいいと思う。

それと、今、生野副市長に答弁していただいて、私は初めから建築確認のことも言っているし、沿道サービスのことも言っている。でも沿道サービスについては、許可おりにいるから、恐らく生野副市長の知恵で沿道サービスされたんやろうと私は思います。ということは、私も確認しましたが、高田バイパスの側道については、以前から沿道サービスに該当する路線じゃなかったということは、私も調べて知っています。しかし行政の力で沿道サービスができるようにされたんやろうというふうに、私は思ってます。

ただ、その中で、建築と造成と、わかりやすく言うたら、同時にしなければならないということで、37条の申請も出てくるわけやな。その部分が、我々、どこかわからんわけや。例えばこれだけの敷地があって、どの場所が合体でなければならないのかということと、それと、今言っている建築確認や。今副市長が言われたのは、まあいうたら37条の許可をとらないと確認申請を提出できないという話をされています。

私が初めから言ってるように、この物件だけでない。磐城第二保育所にしてもそうであった。今、これも確認おりにない。一般企業なら、都市計画で開発許可おりにて、造成をやって、検査済の許可もろて、建築確認を出して工事をする。そういうことを一般はやってるわけや。何で葛城市だけは、建築確認の正式な許可もおりにないのに、何でこの入札行為をするのかなど。

私は100%間違いやとは言っていない。解釈の仕方はいろいろあると思います。私も知らないから、勉強もさせてもらいました。解釈の仕方はあると思うけども、少なくとも公共の建物が建築確認のおりにない段階で入札行為なり、入札をするということ自身が、私はいかなものかなど。何か理由があるから急いでるのやと思う。急ぐのはわかるけども、公共というのは民間の見本になるべきもの。それが大事やと私は思っています。

決して私は行政に対して、いちゃもんをつけてるわけでも何でもないが、法で動く以上は、法に基づいた、私は仕事をすべきやと思います。今、建設省からも来ていただいている、大阪府からも来ていただいている。指導する立場のところから来ていただいている人らがおられる。このやり方が本当にいいのかどうかということは、私は今でも疑問に思っている。そやから、建築確認がおりにない、検査済みもおりにない、それでやっていいのか、事前協議、まだ終

わってない段階でどンドン土を動かしている。こういうことも言ってきた。

急ぐというのは、それはいろいろ事情があるやろうけど、そういうことをしていいのかどうかということは、絶えず私は疑問に思っているので、その辺を答弁、もしできるのであれば、してもらっても結構やし、そんな答弁は、できないと言われるのなら、それは結構やと思います、その部分はね。

それと、もう1点、その予定価格と最低価格の決め方が、いまいちわからないのですが、この前の議会での答弁で、予定価格イコール設計価格という話があって、予定価格を単純に割って、いわゆる9掛けで最低価格になっている。その最低制限の求め方の計算式が変わっているか知らないが、その中で材料費の問題とか、あるいは経費の問題とか、そういうことの数字を計算して求める。やり方は一緒やと思っている。ただ、式はちょっと違うかわからへんけど。

余りにも、予定価格と最低制限価格に近いのと違うかな。最低制限、これはどなたが落札されても損はしませんよ、ある程度の利益が出ますというのが、最低価格の設定の仕方やと私は思っている。そやから、今、単純にこれを見ると、予定価格の90%が最低価格となっている。最低価格は高いのと違うのかなと思うので、その点もあわせて教えてほしいと思います。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 まず、第1点目の37条申請のする位置でございますが、皆様方に、お手元に平面図をお渡しいたしておるわけでございます。それをご覧いただきたいと思っております。地域振興棟という書き文字が入っておるわけでございますが、その下側、南側に建物の構造物がありますので、南側部分と西側部分に入るわけでございます。ここに通路といいますか、この道の駅の道路があるわけでございまして、この高さの高低差が相当ございます。この構造物について、建物の下に一部入っていくということでございますので、今回、37条の申請を行っておるというわけでございまして、これにつきましては、29条申請のときに、県建築課と協議いたしまして、37条に該当するという事の中で申請を行っておるわけでございます。

先ほど答弁が、手元資料がなく、申しわけなかったわけでございますが、まず、ここで、岡本委員おっしゃいました時系列で協議の内容についてご説明申し上げます。

まず、道の駅の事前協議でございます。事前協議につきましては、平成26年9月3日に申請いたしまして、平成26年12月24日に許可をいただいております。その後、29条の開発申請を平成27年1月7日に申請を行いまして、平成27年5月15日に許可をいただいております。その後、都市計画法37条の申請を平成27年5月15日に申請をいたしておるわけでございまして、今月末に37条の許可ということになる予定をいたしております。

なお、質問になかったわけでございますが、この地域に関しましては、砂防等でいろいろご心配をいただいております。この砂防の申請に関しましては、平成27年2月2日に申請をいたしまして、この建物等造成の設計に伴う部分で申請を行いまして、平成27年3月31日付をもって許可をいただいております。

そして、次に、最低制限価格の件でございます。予定価格から最低制限価格については、一応90%ということで、10%おちているわけでございます。これにつきましては、委員ご承知のように、以前は最低制限価格、約15%ほどになっていたわけです。それについては、国交省の分の計算式等の変更にもよりまして、今回、この最低制限価格がジャスト10%になったということでございますので、最低制限の計算の仕方といたしましては、直工部分なり、現場管理費なり、一般管理費等々の経費に基づいての計算式がございまして、今、手元に計算式がございません。もし入用でしたら、計算式を見ていただくというのも結構かと思えます。

ただ、以前よりの、当然、人件費の高騰なり、材料費の高騰等によって、以前はたしか約15%前後ぐらいが最低価格の設定であったかと思えます。今回事業につきましては、そういう計算方法の変更等で10%減になったわけでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長から説明していただきました。確かに材料の高騰ということもあって、国交省なり、県の方が最低価格を実は上げてきてるのやろうというふうに思います。後で見せてあげようということやから、計算式、見せられる分だけ、また見せていただきたいというふうに思います。

今、その開発の関係の申請なり、許可の話も聞かせていただいたわけですが、先ほど言いましたように、きちっとやっただけ、申請をさせていただいているのはわかっていますが、やっぱり建築確認がとれてないということは、私は疑問に思っておりますので、それはそれで一応、入札行為をするのはおかしいということだけを伝えておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 私は議第44号、工事請負契約の締結について（(仮称)道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事）に対しまして、反対の立場で討論させてもらいたいと思います。

いろいろ、今、副市長から聞かせていただきましたが、いわゆる37条、同時施工部分というのを今初めて聞かせてもらったと思えますけども、これは通路、開発区域、接するところもあるのかわかりませんが、そういうふうな部分を今初めて聞かせていただいた。それと、先ほど言いましたように、やはり公共の建物というのであれば、きちっと法に基づいた許可があつてから、入札なりをすべきであるというふうに私は考えてますので、私は落札された業者に迷惑がかかるかもしれませんが、業者には申しわけないかわからんけども、到底賛成できる立場ではないというふうに思います。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

副委員長。

西川朗副委員長 ただいま上程されております議第44号、工事請負契約の締結について（（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事）に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

道の駅かつらぎは、南阪奈道路かつらぎインターチェンジ及び県道御所香芝線に近接するという好条件を利用し、商工業者・農業者の販路拡大となる総合施設として、地域産業や地域住民と連携・協力し、官民一体で地域の活性化を推進するための拠点として、大いに期待されております。それにとどまらず、国内外の観光客を迎える新たな拠点になり得る施設でもあろうと思っております。現在の計画よりも、一層発展する可能性を秘めております。

そのほか、商工業及び農業活性化、観光の拠点等として役に立つばかりではなく、現在、国、県、葛城市、公共交通利用者及び交通事業者で組織されている葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会で議論が進められている葛城市生活交通ネットワーク実施計画においても、道の駅かつらぎは交通結節拠点の1つと位置づけられております。市民の生活基盤である公共交通の拠点としても、注目されております。このほど、株式会社道の駅かつらぎに係る運営計画並びに収支計画も示され、1つの節目を迎えることができ、多くの雇用や経済効果を生み出す、この事業を見守っていきたいと思っております。

以上のことから、一日も早く道の駅かつらぎの完成を願いたいと思います。私の賛成討論といたします。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 ただいま上程の議第44号、工事請負契約の締結について、反対の立場で討論させていただきます。

ご存じのとおり、昨年12月に、市民グループの緑の風の方々が、この建設の凍結を求めて6,752筆の署名を提出されましたけれども、いまだに回答がないという状態です。このように民意が反映されていない中で契約を認めるわけにはいかないということで、反対とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

内野委員。

内野委員 議第44号、工事請負契約の締結について（（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事）に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

地域活性化事業「新 道の駅建設事業」は、地域における生産者の高齢化、担い手不足、売上の減少等、葛城市の農業が抱える諸問題の解決の手段として、また、市民が気軽に参加できる販路拡大となる総合施設として、商工業者や農業者の皆さんから大いに期待されている事業であります。

一方、国が進めています、人が生きる地方創生、いよいよ各自治体においては成果が問われてまいります。

また、女性が生きる地方創生の核となる拠点として、市民を初め、関係機関の多くの方々

から大きな期待が寄せられている現状であり、新たな観光の拠点として、地域はもちろん、国内外からの観光客を誘致できる、葛城市にとりまして、大いなる希望を持てる事業であります。

今回、この事業の一環であります（仮称）道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事完成後の暁には、先ほどから申し上げましたいろいろな期待をできる要素を秘めており、女性が輝く地方創生が実現するのは間違いないと確信しております。

また、この建物は、大規模災害時における市内の備蓄拠点の可能性を有するだけでなく、後方支援の拠点としての可能性も注目されております。

以上のことから、道の駅かつらぎ地域振興棟新築工事の早期完成、ひいては地域活性化事業「新道の駅建設事業」がぜひとも完遂していただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

西井委員長 起立多数であります。よって、議第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時30分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

総務建設常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてを議題といたします。本件について、現在の事業の進捗状況などについて、理事者より報告をお願いいたします。

副市長。

生野副市長兼都市整備部長 調査案件のまず第一に、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてでございますが、ハード面につきましては、先ほど来、議第44号で工事請負の契約についてということでご説明も申し上げました。ハード面については、粛々と事業に推進してまいりたいと思っております。

なお、ソフト面につきましては、皆様方のお手元に、道の駅かつらぎ運営基本構想を配付させていただいておりますので、担当の下村部長の方から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

西井委員長 下村部長。

下村産業観光部長 産業観光部の下村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、道の駅かつらぎの運営基本構想の説明をさせていただく前に、会社設立につきまして、現在の状況について説明させていただきたいと思っております。

会社設立につきましては、平成27年7月中旬ごろを目途に発起設立を予定しております。発起人につきましては、葛城市商工会会長高木正年氏ほか22名となっております。取締役につきましては22名、会社の称号につきましては「株式会社道の駅かつらぎ」となっております。発行株の株式総数につきましては1,000株、設立時の発行する株式は普通株式420株、発行価格は1株につき10万円となっております。発起設立の際の出資額は4,200万円となっております。

それでは、お手元の資料「道の駅かつらぎ運営基本構想」が株式会社道の駅かつらぎ発起人会より提出されましたので、その概要につきましてご報告させていただきます。

お手元の資料の1ページをごらんになっていただけますか。まず、この運営計画要綱、前提でございます。地方創生の核となる道の駅ということで、重点道の駅の候補、道の駅は現在、全国で1,040カ所に広がりまして、雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献しております。国土交通省では、経済成長戦略のツールとして位置づけまして、特に優れた取り組みを選定し、重点的に応援しております。

道の駅かつらぎは、今般、企画の具体化に向けまして、地域での意欲的な取り組みが期待できるものとして、重点道の駅候補にも選定されました。

この提案のポイントでございます。豊かな自然や歴史資産を資源といたしまして、観光情報を発信し、外国人観光客を含む来訪者の増加促進、市内の起業希望者に機会を提供いたしまして、独立開業を支援し、地元農産物や酪農製品の六次産業化を促しまして、地域の雇用促進を図るというポイントとなっております。

それでは、2ページの方をごらんになっていただけますか。新会社の概要でございます。まず、企業理念でございますが、葛城市の恵まれた経営資源を生かし、地方創生に貢献する。会社の経営方針につきましては、里地、里山や山麓の自然、歴史文化の魅力を発信します。オールかつらぎによる六次産業化を進めます。葛城市のブランド化に努め、まちに新しい風を起こします。交流人口の増加による地域の活性化を促します。コンセプトといたしましては、市民に親しまれ、来訪者のゲートウェイとなる着地型観光の拠点として、葛城市の魅力を伝えるふれあいの場をつくり出すということで、こういう経営方針となっております。

次に、会社の組織になります。3ページの方をごらんになっていただけますか。まず、会社の方ですけれども、会社の下には駅長がおられて、その組織といたしましては総務部がございます。総務部の方では、経理、総務、施設の管理等を行う予定でございます。職員につきましては部長、次長ということで予定しております。それ以外の部といたしまして、農産部、加工部、商工業部ということで、農産部につきましては農産物の直売所の運営ということで、部長、次長を配置する予定でございます。加工部につきましても、惣菜等のいろいろな加工品を加工するというので、部長と料理長、商工業部につきましては、部長は駅長が兼務で、次長がおられて、テナント等の運営ということで考えております。

施設別の職員の配置状況でございます。この道の駅につきましては、8人の職員を雇用す

る予定でございます。それ以外には、臨時職といたしまして27人、臨時職につきましては交代制となりますので、延べ53人になりまして、雇用する人数につきましては延べ61人ということで、今現在考えております。

また、管理体制につきましては、駅長等、いろいろな職員がおりますが、それぞれ社員として、これぐらいの経験年数ということで、駅長でしたら10年とか、部長でしたら5年とか、これぐらいの経験年数のある者を職員で雇うような形で考えております。

次に、売上高計画でございます。4ページの方をごらんになっていただけますか。この道の駅の売上高の想定につきましては、道の駅の沿道型商業の基礎条件となります交通量と売り場面積が規定要因となります。本計画の通行量は12時間当たり1万2,492台、これは平成22年の交通センサスの数字でございますが、それと売り場面積は994平方メートルと算出いたしました。売上と売り場面積が特定できた道の駅20例を、交通量と売り場面積を規定要因といたしまして、重回帰分析という手法によりまして導き出されました式、4ページの左下に重回帰の標準値、 $y = 0.017 \times a + 0.711 \times b - 108.51$ という式がございます。この式に、当道の駅の規定要因であります交通量と売り場面積を当てはめて計算した結果、本道の駅の売上は8億1,000万円になるということで算出されました。

この中で、補正係数として69.5というのが出ておるわけなんですけれども、この数字は、この標準値の売上が8億1,000万円となっているわけなんですけれども、楽観値でいきましたらプラス30.5%ということで、10億5,000万円が見込める、悲観値となりましたら、マイナス30.5%で5億6,000万円ということになるんですけれども、この道の駅につきましては、15分圏内の人口や小売りの販売額など、売上の規定要因が有利であるということ、それと、反対要因といたしましては競合店があるということで、優劣相殺された標準値の売上を採用いたしまして8億1,000万円ということで、この道の駅の売上を算定しております。

続きまして、5ページの方をごらんになっていただけますか。その中で、それぞれ農産物なり、いろんな売上を想定するわけなんですけれども、この8億1,000万円より、農産物、特産品、加工品、飲食の売上について算出するわけですが、道の駅かつらぎと類似規模の6つの道の駅の事例を参考に、6つの駅の平均の農産物などの商品分類の売上高割合、平方メートル当たりの年間売上高を算出いたしました。それが5ページの下の方のA、B、C、D、E、Fとなっております、その平均が下のところとなっております。この算出いたしました売上高割合、平方メートル当たりの年間売上高をもとに、2つの方法で売上高を想定いたしまして、売上高の平均より平方メートル当たりの年間売上高を算出いたしました。

まず、道の駅かつらぎの売上高を算出する1つの方法といたしまして、算定手順1の平方メートル当たりの年間売上高を参考といたしまして、当計画の売り場面積をもとに、農産物等の商品分類ごとの売上高割合を算出いたしました。この道の駅のかつらぎの農産物等の分類ごとの面積につきましては、農産物が494.1平方メートル、特産品が71.3平方メートル、加工品が193.8平方メートル、飲食が235.1平方メートルとなっております、合計994.3平方メートルとなっておりますので、例えば農産物の場合でしたら、平均売上高は115万8,000円となっておりますので、115万8,000円に494.1平方メートルを掛けまして、5億7,198万

2,000円ということで、売上高割合は63.1%というような形になります。

このような形でそれぞれ求めまして、手順2のような結果になります。このときに、この売上高合計は9億697万2,000円となっておりますので、この算定手順2で算出されました売上高割合を使いまして、道の駅かつらぎの計画売上高8億1,000万円に乘じまして、それぞれの売上高を算出いたしました。

手順3の方を参照いただけますか。例えば、農産物の場合でしたら、平均売上高割合は63.1%となっておりますので、8億1,000万円に63.1%を掛けまして、5億1,082万7,000円となります。同様に計算いたしまして、特産品は9,496万4,000円、加工品は1億3,945万7,000円、飲食は6,476万3,000円ということで、8億1,000万円になります。

また、もう一つの2つ目の方法の算出といたしまして、算定手順1の事例平均の商品分類別売上高割合を参考にいたしまして売上高を算出いたしました。例えば、農産物の場合でいたしまして、平均売上高割合が44.9%ということになりますので、8億1,000万円に44.9%を掛けまして、3億6,400万6,000円となります。同様に計算いたしまして、特産品が2億3,580万8,000円、加工品が1億626万1,000円、飲食が1億392万5,000円、合計8億1,000万円となります。

今説明いたしました2つの方法で算出いたしました売上高等の平均の年間売上高を算出いたしました。例えば農産物でありましたら、4億3,741万6,000円割る494.1平方メートルということで、88万5,000円ということで、平方メートル当たりの売上高は88万5,000円でございます。その他で特産品は232万円、加工品は63万4,000円、飲食は35万9,000円ということになります。

この算出されました平方メートル当たりの年間売上高を使いまして、農産物、特産物等の商品分類ごとの売上を算出いたしました。6ページの方をごらんになっていただけますか。6ページの右側になりますが、この農産物なり、特産物なり、それぞれの面積に応じた形で、今求めました平方メートル当たりの年間の売上高を計算いたしまして、それぞれの分類ごとの売上高がこういう形になりまして、合計が8億1,000万円ということになっております。

それでは、7ページの方をごらんになっていただけますか。この算出いたしました売上高をもとにいたしまして、手数料収入を算出するわけなんですけれども、この販売手数料収入の説明に入らせていただく前に、この計画では、農産物の販売手数料が15%、特産品が20%と設定しております。これは県内及び県外の販売手数料といたしましては、一番低い手数料率になっておりますが、出荷者の意向に沿ったものであると考えております。しかし、出荷の状況も見ながら、今後また、状況判断してまいりたいとも考えております。また、この施設は地域の産業振興を図る目的を持った施設でありますので、できる限り安価で安心な品物を市民の方々に提供できるよう、運営会社にも提言してまいりたいと考えております。また、パンまたは鮮魚等のテナントの賃料につきましても、適切なテナント賃料を設定するように、市からも運営会社に提言してまいりたいと考えております。

それでは、手数料収入について説明いたします。売上高及び手数料収入につきましては、開業年度につきましては、平成28年度になりますが、初年度は80%、2年度につきましては

90%、3年度目につきましては100%で見込んでおります。100%の分の3年度目の平成30年度の収入で説明いたします。3年度のところをごらんになっていただけますか。まず、農産物の販売手数料につきましては売上高の15%、特産品は売上高の10%、精肉は15%、鮮魚につきましては12%、これは物流コストがかかるために下げしております。これで計算しております。

それぞれの売上高におきまして、今説明いたしました手数料率を掛けましたところ、農産物の手数料につきましては5,441万8,000円、特産物の手数料につきましては3,307万6,000円、精肉の賃料の収入につきましては531万2,000円、鮮魚等の収入につきましては407万600円となっております。農産物の関係の手数料収入の合計につきましては9,751万2,000円となっております。

また、商工業部の売上の関係では、パンの売上高、また飲食の売上高に対しまして、手数料収入につきましては、パンの手数料収入につきましては421万1,000円、飲食等の収入につきましては843万4,000円、チャレンジワゴンにつきましては215万7,000円となっております。

続きまして、加工部、直売部等の売上でございます。惣菜の売上高の方になりますが、惣菜の売上高の中で、直営店の分につきましては、約80%を見込んでおりまして、その売上につきましては3,687万2,000円、テナントのレンタルキッチンを使いまして、そのレンタルキッチンを使ってつくってもらった分の売上等につきましては、20%を見込んでおりまして、売上につきましては921万8,000円、トレイロードの売上につきましては5,616万5,000円、カフェの売上につきましては4,217万2,000円ということで、それに対して、それぞれ売上のパーセンテージを掛けまして、加工部の手数料収入につきましては6,560万7,000円となっております。また、総務部の売上につきましては、自動販売機また研修室等の使用料の収入でございまして、198万1,000円を見込んでおります。

次に、8ページの方をごらんになっていただけますか。まず、中期の収支計画でございまして。この売上高の考え方なんですけども、最初の1年目は80%、2年目は90%、3年目は100%ということで、当初の開業年度につきましては、従業員も未経験でありまして、また、混乱が続くことも考えられますので、そういう形の収入の考え方をとっております。

それと、資本金につきましてでございます。当初、会社の資本金につきましては、設立当初、発行株式420株で4,200万円となっておりますが、開業までの費用、当初運営のための経費等を考慮の上、6,500万円までしようと考えておりまして、会社設立後、230株、2,300万円の増資を考えまして、資本金6,500万円まで会社の増資を行って、会社の運営を行っていく計画になっております。

会社の当初創業に当たります創業費でございまして、創業費といたしまして250万円ということで、開業等の費用等でございます。

また、いろいろ設備の費用等がございまして、厨房等の関係で、総額5,000万円を考えておりまして、そのうち2,000万円は備品購入、3,000万円はリースで考えております。

それと、会社設立から開業までの費用といたしまして、2,220万4,000円を見込んでおりまして、その中身につきましては人件費ということで、開業までの関係の駅長、正社員、臨時

職員の人件費、また備品消耗品等の費用でございます。それと、通信交通費で110万円を見込んでおります。

それでは、9ページの方をごらんになっていただけますか。これが全体の収支計画で、中期の収支計画になっております。まず、設立年度、平成27年度でございます。この年につきましては、会社の設立の準備ということで、雑費100万円を見込んでおまして、営業売上といたしましては100万円の赤字となっております。次に、開業年度、平成28年になります。平成28年度につきましては、売上の3年目の100%の収入を見込んでいる分から、開業年度につきましては、10月からオープンということで収支を見ておりますので、100%の分の80%の半分ということで、売上高の農産部につきましては3,900万5,000円、商工業部につきましては588万5,000円、加工部につきましては2,624万3,000円、総務部につきましては79万2,000円ということで、売上高を見込んでおります。

その下になります。売上原価200万円というのが出ておるわけなんですけども、これにつきましては、農産物の売上に伴いますビニール、バーコードのラベル代でございます。それが売上に伴いまして、ここの分が減加していきますので、200万円になります。それで、平成28年の開業年度になりますが、売上の総収益が6,992万5,000円ということになります。

それで、費用の方になります。人件費といたしましては、創業前の関係の人件費が1,760万4,000円、創業後の人件費につきましては1億373万7,000円の2分の1ということになりますので、5,186万9,000円、合計6,947万3,000円ということになります。

広告費につきましては44万5,000円、交通費につきましては258万4,000円、清掃費につきましては85万4,000円、委託費につきましては450万9,000円、保険料につきましては57万円、水道光熱費につきましては1,340万円、備品消耗品につきましては697万4,000円、その他雑費につきましては360万円ということで、支出合計が1億600万9,000円となりまして、営業売上といたしましては赤字の、マイナスの3,684万円となります。

その後で、その下の営業外損失につきましては、備品の減価償却費の半期分となりまして、それが150万ということになりますので、営業売上といたしましては、マイナスの3,758万4,000円となります。2年目につきましては、売上の90%ということで見ておりますので、農産物の売上ににつきましては、8,776万1,000円。

開業2年目につきましては、それぞれ農産部、商工部、加工部、総務部の売上がございまして、そこから売上を控除いたしまして、売上の総収益につきましては、2年度、平成29年になりますが、1億5,730万3,000円ということになっております。

支出の方につきましては、1億6,379万1,000円となっております。営業利益につきましてはマイナスの646万2,000円となりまして、営業外損失、これは備品の減価償却、これは1年分になりますが、300万円になりますので、営業利益といたしましては、マイナス946万1,000円、3年後につきましては100%の収入を見込んでおりますので、売上の総合計につきましては1億7,481万2,000円、支出の合計につきましては、1億6,379万1,000円ということで、営業利益につきましては、1,102万1,000円となっております。そこで減価償却の300万円が控除されますので、営業利益につきましては802万1,000円ということになります。

3年目、4年目、5年目につきましては、同様の売上高を見込んでおりまして、802万1,000円の利益を見込んでいたような形になりまして、経営が安定した段階で、6年度、平成33年度になりますが、施設の使用料といたしまして324万円を見込んでおります。

最終ページになりますが、この全体のキャッシュフローということで、全体の資金の流れをお示ししております。資本金といたしましては、開業前に6,500万円ということで、うち備品が2,000万円、現金が4,500万円ということで、当初は100万円の赤字になりますので、資金残高が4,400万円、初年度につきましては4,400万円資金残高がございまして、当期純利益がマイナス3,758万4,000円ということで、減価償却につきましては、実際には現金が残ってきますので、資金残高といたしましては791万6,000円となります。2年度につきましては、資金残高が791万6,000円で、当期純利益が赤字の946万1,000円、減価償却が300万円となっておりますが、これは現金で残りますので資金残高は145万5,000円と、こういうふうな形でキャッシュフローになっておりまして、ただし、4年目には黒字に転換いたしまして、10年目、内部留保資金が資本金相当に回復するというところで考えられます。

また、開業9年度は、9年度間は非課税となっておりますが、繰越控除適用によりまして、11年目、10年度には法人税がかかってきておりますので、キャッシュフローの中で、10年度につきましては、当期純利益が481万2,000円となっておりますわけなんですけど、これは法人税がかかってくるために収益が481万2,000円となっております。

なお、今回説明させていただきました運営基本構想の内容につきましては、現時点での計画でございまして、今後、修正等が生じる可能性もありますので、その辺はお含みいただきたいと思っております。

この後、道の駅に関連いたしますので、農業フォーラムの中で、農産物直売所の出荷説明会を行いますので、池原課長の方から説明させていただきます。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、道の駅かつらぎ設立準備会主催の農業フォーラム、農産物直売所出荷説明会の同時開催についてご説明の方をさせていただきたいと思っております。お手元の方にカラー刷りの、このチラシの方をお配りさせていただいておりますけども、これについてご説明の方をさせていただきたいと思っております。

この7月12日、日曜日、午後1時30分より、農業フォーラム及び平成28年度秋オープン予定の道の駅かつらぎの農産物直売所出荷説明会を新庄文化会館マルベリーホールにて開催させていただきますと思っております。

当日の予定であります。農業フォーラムとして、株式会社シンセニアン、代表勝本氏より、「直売所がにぎわっている背景と売れる農産物づくり」と題し講演をいただき、終了後、葛城市産の農産物や市内で製造された農産加工品等を販売することにより、葛城市の農業の更なる発展と六次産業化の一層の推進を図るとともに、食育や都市住民との交流等を通じ、葛城市の活力を未来にわたって持続する拠点となることを目指す、平成28年度秋をオープン予定の道の駅かつらぎの農産物直売所出荷者の募集説明会を開催する予定であります。

農業者はもとより、陶芸、木工、手芸等の加工をされている方、農産物加工など製造されている方など、道の駅の出荷に対し興味を持っていただいている方を対象に行わせていただくものであり、たくさんの方々のご来場をお待ちしているものであります。

本日お配りしたチラシを7月号の広報に、一般に、全所帯に配布する予定をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明の方を終わらせていただきます。以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いました、このことについて、何かご質問などがございませんか。

岡本委員。

岡本委員 早口で説明されて、余り中身に入っていない。要は、初年度、2年度、赤字が3,700万円出てくる。これは資本金の中で補てんしていくと、こういう解釈でよいのか。

それと、これは前から市長の方からも、補てんは一切しないと聞いているので、当然、これからいったら3年目かな、4年目平均とかいうけども、その時点でしか黒字が出てこない。その間は、皆、会社で責任を持ってやっていく、これは間違いないわけですね。

それと、これに関係あるかどうか知らんけども、例えば、公園等ができると思います。そんな分の維持管理というのか、それもこの中に入っているということでもいいわけですね。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 ただいま岡本委員のご質問でございますけれども、開業年度、2年度につきまして赤字が発生するわけでございますが、それにつきましては、会社側の資本金の中で対応していただくという形になっております。

それと、公園の管理の件でございますが、委託費、収支計画の中の歳出の中の5番目、委託費でございますが、3年目、1,101万8,000円を見ております。ここが、減価償却、軽微設備保守点検管理業務ということで、減価償却費の10%を見させておりますけれども、ここに公園管理費も一部含ませていただいております。

ただ、全体的にどれぐらいの管理費が必要となるというのは、まだ見込みがなかなか難しいところなんですけれども、その中で見れる分は見させていただけのようにしています。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今の課長の説明であれば、赤字は資本金で補てんしていくと、公園管理はこの管理費の中で見ているということやから、当初、我々が聞いているように、市からの持ち出しは一切ないということでもいいわけやな、今現在のところは。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 補助金の関係をちょっと教えてほしいのですが、地域振興棟のこの中で例えば物産物の販売とか、チャレンジショップとか、バックヤードとか、加工場とかが、都市再生のこの中で、基幹事業と提案事業がある。今、建物の中で見ていったら、面積の大半が提案事業になっている。この提案事業と基幹事業によって40%の補助金をもらえる分と、はみ出たらもらわれない部分があると思う。そこらの説明、聞かなかつた私も悪いか知らんけども、この委員会で、その補助金の内容について一切触れられてない。ただ、市長から聞いているように、40%

の補助金あります、あとは特例債を利用しますよ、交付税措置がありますと聞いているわけやけども、実際、その40%の補助金が全額つくのかどうかということ。

それから、18億円の事業が20億5,000万円になってるわけやけども、道の駅部分と地域振興棟、その中の部分との金額の、これがわからないから、例えば実際に補助金が40%つく分と50%つく分と、その詳細な説明を聞いてないので、今改めて、その辺も教えてほしい。提案型が多い、地方都市再生整備事業ということは、できるだけ地元のいろんな知恵を生かしながら、そういう事業に充ててもよろしいですよ、ただし、70%もそういう地方の提案型でいったら補助率が下がりますよと、20%にもなりますよと、こういう事業がこの都市再生やと思っています。

そのあたりの資料を提出してほしい。今わかっている事業費で結構です。20億5,000万円のうちで、例えば2万1,000平方メートル部分の事業費はいくら。1万1,000平方メートルの道の駅の事業費はいくら。この事業に対して、例えば補助率が55%、起債がいくらということの資料をいただけるのやったら、一番ありがたい。

今言うてるように、道の駅は大体わかる。全体の事業費で、またその55%を掛けたら補助金が出るわけや。ところが、地域振興棟と公園を含めて、いわゆる提案型、基幹型と分かれていたときに、私が思うのは、この建物の中を見ていたら、面積から見ると大半が提案型や。市長がいつも言っている40%の補助金がつきます言われていることを信じてたわけやけども、これが提案型になれば28%しか補助金につかない、どうなっているのか。くどいようやけど、全体を見て、こういうことやから40%の補助金の対象になりますということ、ちょっと皆にわかるように、この機会に説明していただいて、確かにこれだけ補助金がつくということも理解してもらえるように、資料の提供をお願いしたい。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 確かに委員おっしゃってますように、道路事業部、そして都市再生の40%分というのが当然あるわけでございます。ご指摘の、ご質問の、まず、今わかっていることだけ、この場でお答えしたいと思います。

1階部分の平面図を見ていただきますと、白抜きの部分ですね、かつらぎインフォメーション、2枚目です。まず、今ご心配いただいております地域振興棟の件なんですけど、また後ほど、資料としては色分けさせていただいて、どの部分が基幹で、どの部分が提案ということは詳しく色分けをしてお示しさせていただくわけですが、今、ご質問されておりますので、簡単に説明させていただきますと、まず左上のかつらぎインフォメーションが基幹事業でございます。そして、特産物直売所、これにつきましても基幹事業でございます。休憩スペースにつきましても基幹事業でございます、ざっくり2つに分けますと、それ以外が提案になるわけでございます。なお、基幹事業、提案事業とも、面積の要件が、面積案分の率があるわけでございますので、補助金の40%をいただく面積部分も当然クリアしているということ、今、この場でお答えさせていただきますと、後日、色分けをした図面を皆様方に、資料をつくらせていただいております。

もう1点、この1枚目の分で、道路情報棟につきましても道路事業ですので、その分の補

助率55%、補助40%につきましても、色分けをしてお示しをさせていただきます。なお、事業費につきましても、道の駅部分とその他事業関連いたしまして、約24億円お願いいたしておるわけですが、それにつきましても、お示しできる範囲で、どの部分は幾らという形をあわせてお示しをさせていただくということをお願いしたいと思います。

委託等につきましても、いろんな案分等のことがありますので、細かくはお示しできないかわかりませんが、大きな事業費の内訳は入れまして、後日、皆様方にお示しさせていただくということで、岡本委員、本日の方、これでご理解いただきたいと思います。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 説明していただいて、本当にありがたいと思うんですけど、もう一遍教えてほしいのやけど、今、副市長の言われた特産物直売所。これは基幹事業と言われたが、これは地元産の農産物とかを売るところなので提案事業に入ると思う。間違っていたら言ってください。それからかつらぎインフォメーション、休憩スペース、皆、お客が出入りするから基幹に当たるかわかんけども、ここで販売とか、それでチャレンジショップとかが入ってきたら、これ全部提案型になるの違うのか。

私はそう思っている。そやから、この都市再生というのが、いわゆる国が示した、これは基幹ですよという部分の説明はいい。ところが、こういう事業は、地方創生も加わって、地元の施設も使えると、いい事業というのはわかっている。しかし、提案ばかりふえたら補助金はありませぬ、これは当然のことやと思うわけやな。

今、副市長に説明していただいた内容では、大半が基幹になるわけや。私が思うてるのは、大半が提案や思うてるわけや。それでちょっと聞くのですが、副市長の思っている基幹を教えてください。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 先ほど、私も図面のない中でご説明申し上げまして、わかりにくかったと思うんですけども、当然、これにつきましても、県と国等ともご相談申し上げまして、関連事業分、提案事業分でございます。なお、私の説明不足でもあったかと思ひます、かつらぎインフォメーションの分につきましても、全てが関連事業でございます。特産物直売所につきましても、こういうざっくりした平面なんですけども、北側の方の通路部分については、一部提案になる部分もございます。そして、休憩スペースについては基幹事業でございます、議員ご指摘のチャレンジ飲食というのは提案型ということでございます。そして、バックヤード付近の約1,000平方メートルについても、提案型ということでございますので、当然言葉だけでございますので、県・国と協議した色分け図もございますので、それについてお示しするよう配付させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

岡本委員 今説明させてもらいました。このことばかり言っても仕方がないので、資料を出していただけるということなので、きちっとそれだけお願ひします。

西井委員長 ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思ひます。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても、現在の事業の進捗状況などについて理事者より報告をお願いいたします。

生野副市長。

生野副市長兼都市整備部長 尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてでございます。これにつきましては、3月議会等で用地の件をご説明申し上げとったわけでございます。当然、新年度入りまして、約3カ月たつわけでございます。現在の用地の進捗状況を説明いたしたいと思っております。

以前からお話いたしておりますように、地権者総数17件でございます。今現在、10件の方とご契約をいただいております。そして、残り7件になるわけでございますが、その状況につきましては、合意を得られている方が2件でございます。間もなく契約をさせていただき予定をいたしております。合意のめどが立っておりますのが2件でございます。鋭意交渉を行っておるのが、今現在3件あるわけでございますので、以前からご指摘のありますように、相当年、用地交渉にかかっているわけでございますので、平成27年度で用地が全て終わるべく、努力をいたしたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。尺土駅前周辺整備事業についての現在の進捗については以上でございます。

西井委員長 今説明してもらったことについて何か。

岡本委員。

岡本委員 今、尺土駅前で説明してもらいましたが、3月の委員会で説明してもらってから、言い方悪いけど、1件も契約できていないと、こういうことですね。

それと、もう一遍、再度教えてほしいのですが、当初、全部用地買収が終わるまで工事に着工しないという話もちよっと聞いているわけやけども、今もそういうことで進んできてるのですか。一番当初、前石田部長は、その用地買収ができたところから工事したらどうですかという話があったわけやけど、地元との話の中で、全部用地交渉できるまでは工事に着工してもらったら困るという話があったわけやけども、今もそういうことで進んでいるということか。ということは、全体で、17件あって、10件、ほぼ真ん中に近いところは買収できている。一番肝心なところは葛下川や。そこをまず買収しないと工事車両が入ってこられないということになる。

そやから、全長400メートル、その間で、ほぼ真ん中は、契約ができている、西の端と東の端が残ってるわけやけども、工事車両は西から入って来ないと、東から入られない。その一番西の入り口がちょっと問題やと思うので。その辺もあるので、今言うたように、用地交渉一生懸命やってもらっているが、やっぱり集中的に西側をやっていかないと、平成27年度中に完成すると目標を持ってきているけども、今の状態からいったら、ちょっと無理ではないかと私は思います。工事もできない。そこらの手法を考えてやってもらった方がいいのと違うかなというふうに思いますけども、どうですか。

西井委員長 副市長。

生野副市長兼都市整備部長 先ほど委員おっしゃったように、平成27年度完成と違って、平成27年度に用地を全てめどをつけたいというように申し上げました。まずこれだけご理解を。

それと、今おっしゃってますように、西の入り口の葛下川の用地交渉の件につきましてですが、先ほど言いました交渉中の3件の中に入っている土地でございますが、その中で、当然用地交渉を行いまして、合意を得るべく努力をいたしております。その中で、この用地が合意を得られますと、今年度中でたとえあったといたしましても、補正等をお願いいたしまして、工事請負の補正予算をお願いいたしまして、工事に着手したいというように考えております。

なお、用地交渉が終わった分につきましては、部分的ではございますが、やはり地元の方々のご迷惑等も考えながら、できる箇所については工事に着手していきたいというように思っております。ただ、一番難題点となっております尺土駅前広場部分につきましては、2件の方が交渉できてない状況ですので、これにつきましては、若干ほかのところよりもおくれるかなというような、今の感じを持っておるわけでございますが、何はともかく、やはり用地交渉が一番大事と考えておりますので、課員一同といたしますか、都市整備部員一同、総力を挙げまして用地交渉に努力いたしてまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今の部長の話であれば、一応葛下川の付近、用地交渉が完了すれば工事に着工するということですね。いや、用地買収が全部終わるまでは工事に着手したらあかんというのじゃなしに、工事にかかってもよいという解釈でよいのですね。用地のことはわかった。平成27年度中に完了するように目標持っている、それはよく理解している。ただ、今は舗装など、仮設の金ばかり要ってるわけなので、できるだけ金を要らないようにしなければならぬし、できたら、本工事をやっていかないと、もうかなりの金、何千万円というお金が仮設に入っている。それは皆消えていく金であるので節約できるところは節約して、早急に本工事に入れるように努力してもらいたい。お願いをしておきます。

西井委員長 ほかにございませんか。

赤井委員。

赤井委員 尺土駅前には、大型が通行したときに、歩いていても危ないのですが、特に自転車の場合は吸い込まれるように思うということで、いつになったら完成するかという問い合わせが多いんです。いくらおそくても、5年後、平成26年からいうたら平成31年、ということは、平成30年ぐらいにはある程度のめどがつくやろうと答えています。それまでは、ちょっと辛抱していただきたいと言ってますが、やっぱりできたら、一時でも早くできるように、ちょっと努力してもらいたい、かように思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、尺土駅前周辺整備事業に関する事項については、この程度にとどめたいと思っております。

先ほど、赤井委員も、また岡本委員もお願いされたように、用地交渉も含めて、一刻も早く進めてもらうことをお願いしておきます。

次に、行政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても、理事者より報告をお願いいたします。

米井企画部長。

米井企画部長 行財政改革に関する事項でございますが、現在のところ、報告事項はございません。

よろしく願いいたします。

西井委員長 このことにつきましては、特に報告事項がないということですので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思っております。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきましても、理事者より報告をお願いいたします。

米井企画部長。

米井企画部長 企画部の米井でございます。よろしく願いいたします。

現在の公共交通の進捗状況でございますが、ご存じのように、現在、市内のコミュニティバスとして、かつらぎ号、当麻・新庄線、ゆうあいバス、ミニバスが運行しています。この公共交通ネットワークを新たに一元化して、再構築するために、葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協を設置いたしまして、これまで計9回の会議を開催してまいりました。

第8回で確認されました葛城市生活交通ネットワーク実施計画案につきまして、パブリックコメントを実施し、頂戴いたしました意見により一部修正を加えた上で、計画のご承認をいただきました。また、大和高田市地域公共交通活性化協議会よりご参加いただき、大和高田市立病院までの乗り入れにつきましてご同意をいただきました。

第9回の法定協で確認された、葛城市生活交通ネットワーク実施計画につきましては、市内を2つの小型バスが大きく外回り、内回りと回る環状線ルートを設定し、その停留所は買い物ができるスーパー付近のほか、公共機関、鉄道等の公共交通機関、大和高田市立病院などを含むものとなっています。また、各地区を回るミニバスにつきましては、3台のバスで6ルートを実行し、環状線ルートとの連絡ができるようにし、公共機関にも接続しています。身近に利用できる公共交通網となっています。

経費につきましても、国の財政措置をできるだけ利用することとし、より機能を付加したバリアフリーのバスにて運行してまいります。今回、葛城市生活交通ネットワーク実施計画を、6月22日開催の法定協でご協議、ご審議いただき、確認されました事項につきましてご報告、ご説明を申し上げます。詳細につきましては、企画政策課長よりご説明申し上げます。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。私の方から、第9回葛城市地域公共交通活性化協議会において、葛城市生活交通ネットワーク実施計画についてご協議、ご審議いただき、確認された事項についてご報告をさせていただきます。

まず、このたびの法定協議会によって、大きく3つの項目についてご承認をいただきまし

た。1点目は、パブリックコメントに対応する対応方針について、また、これに伴う実施計画の内容変更について、2点目は、高田警察との協議の結果による停留所の位置変更について、3点目は、運賃の体系についてでございます。それでは、各項目についてご報告申し上げます。

まず、1点目のパブリックコメントに対する対応方針等から報告をさせていただきます。平成27年5月25日から同年6月8日までの間、当該実施計画のパブリックコメントを実施いたしました。ホームページの掲載と新庄・當麻両庁舎、新庄・當麻両図書館、ゆうあいステーション、いきいきセンター、企画政策課、以上7カ所に、計75部設置し、36部の持ち帰りがございました。一番持ち帰りの多かった施設はゆうあいステーションで13部でございました。結果、ご意見がございましたので、パブリックコメントを受けた対応方針について、次のような対応方針をご提示させていただきました。

1つ目の意見が、公共バスを多くし、また、香芝などにも行けるルートをつくっていただければ大変助かります。この意見に対する対応方針とし、お配りしております実施計画の12ページ、(1)の運行範囲の項目の記載内容のとおりで、葛城市のコミュニティバスとしては市内運行を基本としており、市外の目的地については、平成26年12月実施の住民アンケート調査により、住民ニーズの高い施設は例外的に乗り入れを検討していますという対応方針をご提示いたしました。

それから、2つ目の意見です。近鉄大阪線につなぐルートがあれば、どれだけ便利かと思っております。また、現在の運行時間も回数もふやしていただければと思います。この意見に対する対応方針として、近鉄大阪線につなぐルートとするため、近鉄忍海駅北にある奈良交通の路線バスの停留所である忍海を新たに環状線ルートの停留所として追加いたしました。これによりまして、実施計画18ページの路線図について変更をさせていただきました。それと、19ページと20ページのダイヤ表についても変更をしております。これにより、環状線ルートに乗りいただき、追加いたしました忍海の停留所で奈良交通の路線バスに乗り継いでいただくことで、北方面では近鉄大阪線の大和高田駅、南方面では御所済生会病院まで行くことも可能となっております。また、便利の向上を考えて、全てのミニバスルートから市内の公共交通機関に接続できるよう検討するという対応方針により、実施計画の28ページ、Cルートの路線図につきまして、当麻寺行き南という停留所を新設し、ルートを若干変更いたしました。これでCルートのみ、当麻寺駅、公共交通機関に接してなかったものは解消されたということになります。

3つ目の意見は、葛城市には大きな病院がないので、香芝市や高田市へ行くことになるので、このようなバスルートもふやしていただきたい、この意見に対して、1つ目の対応方針で述べさせていただきました市外の目的地において、市民ニーズの高い施設は例外的に乗り入れをするということから、環状線ルートにおいて、近鉄尺土駅から数分で運行できる現在の当麻・新庄線で利用しております大和高田市立病院のバス停まで乗り入れ計画をしております。また、各ミニバスから環状線ルートに乗り継ぐこともできますという対応方針をご提示いたしました。

次に、2点目、高田警察と協議の結果による停留所の位置の変更についてご報告をいたします。実施計画の18ページをごらんください。前回お示ししました環状線ルートの中ほど、右手にありますd停留所でございます。本日お配りいたしました資料には、変更後の位置を掲載しております。これについては、当初お示しいたしました場所について、高田警察と継続して協議をしておりました。最終的に、より安全な場所で停車、乗降、発車ができる場所が好ましいとの結論に達し、当初お示した箇所から、できる限り近い場所ということで、若干北側に変更させていただいております。

最後、3点目、運賃の体系についてでございます。前回、第8回の法定協議会におきましてご質問がありました運賃体系について不明確であった点等について、整理し、お示しをいたしました。受益者負担ということで、コミュニティバスをご利用になる方々にはご負担をお願いすることになりますが、ご利用される方々が高齢者であることを想定いたしますと、利用しやすい、また複雑でない料金体系であることを考慮いたしまして、1日100円、ミニバスでも環状線の小型バスでも、最初に乗車したバスで100円をお支払いいただければ、当日の環状線、ミニバスの乗り継ぎも含め、何度でも乗車いただける、このような運賃体系で運用することをお示しいたしました。

以上、3つの項目により変更修正いたしました葛城市生活交通ネットワーク実施計画につきまして、審議していただきました結果、当法定協議会において承認をされたことをご報告申し上げます。

平成27年6月22日に開催されました第9回葛城市地域公共交通活性化協議会の報告は以上でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 この公共バスのことでございますけれども、当初予定をいたしておりましたのが、この年末までに整えて、できるだけ来年の当初からということでしたが、実は、今、小型バスの購入であるとか、それをノンステップバスに改造するという作業を、具体的に連絡をとりあいながら、どのくらい時間がかかるのかということを知っておりますと、時間が、非常に全国からこの小型バスに対しての要望が多いということと、ノンステップバスに対しての改造に対しての要望が多いということで、重なっております、具体的に入る時期がまだ6カ月ないし7カ月ぐらいかかるということでございます。

できるだけ早い時期に入れていただきたいという願いはいたしておりますけれども、最長で2月から運行開始、できるだけその時期を早められるように、今、鋭意いろんなところ、関係機関にご相談をしながら、1日でも早く皆さんのところに新しいバスを、これをお届けできるようにということで努力をいたしておりますけれども、物理的な問題というか、工場の能力の問題として時間がかかるやもしれないということだけ、初めに申し伝えておかないと、年末に走ると言うといったやないかいという話になってしまいますので、それだけ、最長で来年の2月から運行になるということだけご承知おきいただきたい。鋭意努力してまいります。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問などがございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今説明で、運賃が1日1回100円ということやけど、カードか何か買うのですか。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 ただいま検討しておる中では、最初に乗ったミニバス、小型のバスで、最初に100円を払っていただいた段階で、1日のフリーパス券と交換するという形をとろうというふうには考えております。

以上でございます。

西井委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。お諮りします。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、また、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、また行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対して、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バス運行については、議長に対して、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は早朝より慎重審議、ありがとうございました。

これで総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時39分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 西 井 覚